平成14年(行ケ)第176号 審決取消請求事件 口頭弁論終結の日 平成14年11月11日

> 決 株式会社ダイフク 告 原 告 関東自動車工業株式会社 原 同両名訴訟代理人弁理士 本 義 森 弘 板 垣 孝 同 同 笹 原 敏 被 中西金属工業株式会社 同訴訟代理人弁理士 瑛 岸 本 助 紀 比 日

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

# 第1 請求

特許庁が無効2001-35356号事件について平成14年3月5日にした審決を取り消す。

#### 第2 事案の概要

本件は、被告が、原告らを被請求人として、原告らが設定登録を受けている特許を無効とする審判を請求したところ、特許庁が、上記特許を無効とする審決をしたことから、原告らが、被告に対し、上記審決の取消を求めた事案である。

### 1 争いのない事実

(1) 原告らは、特許庁に対し、平成3年12月19日、発明の名称を「台車使用の搬送設備」とする発明(以下「本件発明」という)について出願し、同12年3月10日、特許第3043157号として設定登録を受けた(以下「本件特許」という)。

# (2) 本件特許の「特許請求の範囲」

レールに支持案内されて一定経路上を走行自在な台車を設けるとともに, この台車に外側方に向く受圧部を形成し,前記一定経路は,台車を走行させながら も車で支持した被搬送物に対して作業を遂行する作業経路部と,被搬送物を取り出すことにより空になった台車を走行させる非作業経路部とを有し,前記受圧部に作用して台車に低速送り込み力を付与する送りより送り込まれた台車の前記受圧部に作用して台車に高速走行力を付与する加速装置を設け,下手に,前記受圧部に作用して台車に高速走行力を付与する加速装置により減速されている台車の前記受圧部に作用して,この台車に低速送り込み力を付与する送り込み装置とを設けるとともに,この下手の送り込み装置の部分に,前記台車が当接自在なストッパー装置をにより付与した高速走行力により惰性走行させるように構成したことを特徴とする申使用の搬送設備。

(3) 被告は、特許庁に対し、平成13年8月13日、原告らを被請求人として、本件特許の無効審判を請求したところ、特許庁は、同14年3月5日、要旨、次のとおり判断した上で、本件発明は、特許出願前にわが国において頒布された刊行物に記載された発明に基いて当業者が容易に発明をすることができたとして、本件特許を無効とするとの審決(以下「本件審決」という)を行い、同月15日、その謄本が原告らに送達された。

ア 実公昭53-42948号公報(甲3,以下「引用例1」という)記載の発明におけるレール上の台車をチェーンに引っ掛けて搬送する形式を,特開平3-239661号公報(甲4,以下「引用例2」という)記載の発明におけるレール上の台車に送りローラによる推進力を与えて搬送する形式に全面的に置き換えることは,当業者であれば容易に想到し得る。

イ 特公昭61-39247号公報(甲6,以下「引用例3」という)記載の発明は、惰性走行してきたパレットを減速させる低速用ローラ、減速させられたパレットを静止させるストッパ、静止したパレットを再発進させる高速用ローラを有するパレット駆動ユニットを具備しているところ、引用例1記載の発明における戻り側のパレット減速、停止装置として、上記低速用ローラ及びストッパを用いることは、当業者が容易に想到し得るものであり、また、引用例3記載の発明を引用

例1記載の発明に適用するにあたり、パレットを再発進させる高速用ローラに換えて低速用ローラを送込装置として用いる程度のことは、当業者が必要に応じて適宜 採用可能な設計変更である。

### 2 争点

本件審決の進歩性判断について原告らが主張する次の各取消事由の当否

(1) 取消事由 1

引用例1記載の発明は、作業側と戻り側を輪状に回転する無端に張設したチェーンをもってレール上の台車をチェーンに引っ掛けて搬送する形式の搬送設備を対象とし、このような搬送形式を備えた搬送設備の限度においてなされたものであるから、この搬送形式を、引用例2記載の発明におけるレール上の台車に送りローラによる推進力を与えて搬送する形式に全面的に置き換えることは、当業者といえども容易ではないにもかかわらず、本件審決はその判断を誤った。

(2) 取消事由 2

引用例3記載の発明の上記パレット駆動ユニットのうち、低速用ローラは、パレット停止前にこれを減速するために設けられ、また、高速用ローラは、パレット停止後にこれを再発進させるために設けられているものであり、使用態様が限定されているものであるため、引用例3記載の発明を引用例1記載の発明に適用するにあたり、高速用ローラに換えて低速用ローラを送込装置として用いることは、引用例3記載の発明の有する特有の構成・機能等を全く無視するものであるから、当業者が必要に応じて適宜採用可能な設計変更とはいえないにもかかわらず、本件審決はその判断を誤った。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)(取消事由1)について

(1) 自立走行能力を有しない台車又はパレットの搬送設備という技術分野において、レール上を走行する台車又はパレットをチェーンに引っ掛けて搬送する形式のものとレール上の台車又はパレットに送りローラによる推進力を与えて搬送する形式のものは、いずれも周知技術である(甲3、4、7)。

 ることは、台車又はパレットの搬送形式が、レール上の台車又はパレットをチェーンに引っ掛けて搬送する形式であるか、レール上の台車又はパレットに送りローラによる推進力を与えて搬送する形式であるかを問わず、共通の課題となっていたというべきである。

- (3) ところで、上記(2)の課題を解決するためには、非作業経路部における台車又はパレットの搬送速度を速くすることが必要というべきであるところ(甲2の(1)、3)、引用例1記載の発明においては、パレットの搬送速度を速くする手段として、回転ローラーが用いられているが、回転ローラーは、台車又はパレットの搬送形式が、レール上の台車又はパレットをチェーンに引っ掛けて搬送する形式であるか、レール上の台車又はパレットに送りローラによる推進力を与えて搬送する形式であるかを問わず、自立走行能力を有しない台車又はパレットの搬送設備一般において、広く技術的に採用可能なものというべきである(公知の事実)。
- (4) なお、引用例 1 記載の発明では、レール上のパレットをチェーンに引っ掛けて搬送する形式において、上記回転ローラーに加えて、スプロケットとワンウェイクラッチを用いることにより、上記(2)の課題を解決しているが(甲3)、スプロケットとワンウェイクラッチは、引用例 1 記載の発明がパレットの搬送形式として、レール上のパレットをチェーンに引っ掛けて搬送する形式を採用したために用いられているものであるから、仮に、レール上のパレットをチェーンに引っ掛けて搬送する形式を、他の搬送形式に置換することを思案する場合には、チェーンと共に置換されることが思案されてしかるべきものであり、引用例 1 記載の発明におれてスプロケットとワンウェイクラッチが存在するからといって、引用例 1 記載の発明について、その1)から(4)の各認定判断によれば、引用例 1 記載の発明について、そ
- (5) 上記(1)から(4)の各認定判断によれば、引用例1記載の発明について、そのパレットの搬送形式として、レール上のパレットをチェーンに引っ掛けて搬送する形式に換えて、レール上の台車に送りローラによる推進力を与えて搬送する形式を採用することに関しては、これを妨げる特段の事情は存在せず、当業者であれば容易に想到し得るものと評価するのが相当であり、原告らの主張する取消事由1は採用することができない。
  - 2 争点(2)(取消事由2)について
- (1) 確かに、引用例3の「発明の詳細な説明」欄には「・・可動枠に高速駆動ローラと低速駆動ローラとを一つのモータによつて連動させ、切換用作動装置の状で可動枠を作動させることによって、高速駆動、低速駆動および無駆動の三沿で高速を得ることができるようにしたパレツト駆動ユニットをパレツトの進路にび情報を開いてできるようにしたパレット駆動ユニット停止前の低速および情報をで、またパレット停止後の再発進を高速で、またパレット停止前の低速および情報の切換えを簡便に行い・・」(甲6(1欄17から24行目))、「・・おいまでをで搬送されて来たパレット1は、ここには44ラで高速用ローラ8によって速い速度を滑らかに減速し・・」(甲6(3欄1カら4個3行目))、「パレット1が再発進する場合には・・・」(甲6(3欄1カら4個3行目))、「パレット1が再発進させるために設けられ、おというべきである。
- (2)ア しかしながら、引用例3の「発明の詳細な説明」欄に、「高速用ローラ8がパレツト1の下面に圧接するから、パレツト1は速く送られ、・・・低速用ローラ9がパレツト1の下面に接触するから、パレツト1は遅い速度で送られるように切換えができ・・」との記載があること(甲6(3欄2から7行目)、また、「パレツト1は速い速度でコンベアフレーム2内に配設された駆動ユニツトDの高速用ローラ8によつて次々に間欠駆動されて進行する。」との記載があること(甲6(3欄35から38行目))に照らすと、上記パレット駆動ユニットのうち、低で、3欄35から38行目))に照らすと、上記パレット駆動ユニットのうち、低速用ローラは、パレットを減速するためにしか用いることができないものではなく、一般的にパレットを速い速度で送るためにも用いることができないものではなく、一般的にパレットを速い速度で送るためにも用いることができるというべきである。

イ 上記アによれば、上記(1)認定のとおり、引用例3記載の発明の上記パレット駆動ユニットのうち、低速用ローラが、パレットを減速するために設けられ、また、高速用ローラが、パレットを高速で(再)発進させるために設けられている

ものであるとしても、上記各ローラは、常に引用例3記載の発明と同様の使用態様とされなければならないものではなく、状況に応じて、その使用態様を適宜変更することは、当業者が直ちに認識し得る範囲内のことというべきである。

- (3) そして、自立走行能力を有しない台車又はパレットの搬送設備においては、一般的に、台車又はパレットを送込先までの走行距離や重量等に応じて、台車又はパレットに与える推進力を適宜加減調整することが求められるところ(公知の事実)、発進のための駆動装置として、どの程度のものを用いるかについては、台車又はパレットを送込先までの走行距離や重量等に応じて決まるものであり、発進用の駆動装置は必ず高速用ローラでなければならないという筋合いのものではないことに照らすと、引用例3記載の発明を引用例1記載の発明に適用するにあたり、引用例3記載の発明のパレット駆動ユニットのうち、パレットを(再)発進させるの低速用ローラ等を送込装置として用いる程度のことは、当業者が必要に応じて適宜採用可能な設計変更というべきである。
  - (4) 以上によれば,原告らの主張する取消事由2も採用することができない。 3 結論

よって、本件審決には、原告らの主張する各取消事由が存在するものとは認められず、違法事由は存在しないから、原告らの請求をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官	北	山	元	章
裁判官	青	柳		馨
裁判官	絹	Ш	泰	毅